

京都大学研究・国際部産学官連携推進室要項

(平成16年11月1日総長裁定制定)

- 第1 本学における産学官連携活動の推進及び支援に係る事務を円滑に処理するため、研究・国際部に産学官連携推進室(以下「推進室」という。)を置く。
- 第2 推進室においては、次の事務をつかさどる。
- (1) 産学官連携活動に係る連絡調整に関すること。
 - (2) 受託研究の受入れに関すること。
 - (3) 民間等との共同研究に関すること。
 - (4) 発明評価委員会及び知的財産企画室に関すること。
- 第3 推進室に室長、室長補佐及び室員を置く。
- 2 室長は、研究・国際部研究協力課長をもって充てる。
 - 3 室長は、上司の命を受け、推進室の室務を総括する。
 - 4 室長補佐は、研究協力課専門員(産学連携企画担当)をもって充てる。
 - 5 室長補佐は、室長を助け、推進室の室務を整理する。
 - 6 室員は、研究・国際部研究協力課の職員をもって充てる。
 - 7 室員は、室長の命を受け、推進室の室務に従事する。
- 第4 この要項に定めるもののほか、推進室の組織に関し必要な事項は、室長が定める。

附 則

この要項は、平成16年11月1日から実施する。